

独立行政法人製品評価技術基盤機構の
平成18年度の業務運営に関する計画
(年度計画)

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの事業年度における業務運営に関する計画は、以下のとおりとする。

．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置

A．共通事項

1．戦略的な人材育成の推進

- (1) 職員の技術能力及び企画立案能力の向上のため、必要となる人材像に向けたキャリアパスを考慮しつつ、新規採用職員、中堅職員、管理職等を対象とした階層別研修、技能研修のほか、各分野における内部教育訓練を積極的に実施する。
- (2) 職員の専門的技術の取得・向上のため、各省庁、団体、外部専門機関等の行う研修に積極的に参加する。
- (3) 中長期的視点に立った戦略的な人材育成を図るため、独立行政法人産業技術総合研究所、大学、行政機関等内外の関係機関との人事交流、国際会議等への若手職員の派遣、専門的能力を有する人材の登用等を積極的に行う。

2．戦略的な広報の実施

機構の業務内容とその成果や重要性について、広く国民に理解が浸透し、機構の発信する技術に関する情報がより広く活用されるようにするため、広報戦略を策定・改訂するとともに、これに基づいて以下の広報活動を実施する。

- (1) 各分野における業務成果の活用を図るため、主要なユーザーに対して成果発表会を開催するとともに、各分野の展示会等に積極的に参加する。
- (2) 特筆できる成果については、経済産業記者会等への投げ込みのほか、一般誌、専門誌等に対して積極的な働きかけを行い、マスコミを通じた積極的な情報発信を行う。
- (3) 各分野における業務成果の具体的ユーザーとなり得る関係機関に対して、積極的に向いて新たな利活用の方法を提案する等の広報活動・営業活動を推進する。
- (4) 平成17年度に開設した広報展示スペース、及び制定した基本理念、スローガン、ロゴタイプを積極的に活用し、機構の業務全体の理解浸透、支持者・支援者の拡大を図る。

3．マネジメントの改善

- (1) 各分野の連携による能動的な企画管理機能の強化を図るため、分野横断的な戦略構築と運営機能を高める運営会議、企画委員会等の組織体制の整備を行う。
- (2) 職員の自主性、自発性を高め、中期目標、中期計画、年度計画を着実に達成するため、各階層での責務を明確化し、中期目標等に沿った形での課題を設定する新たな目標管理制度への改善を図る。

また、この改善に呼応して、業績評価制度についても、設定された業務の目標に関して、各職員が自らの役割と貢献について上司と部下のコミュニケーションを一層図りつつ、より高い達成度を目指すことのできる制度に改善する。

さらに、機構の業務に必要な人材像、キャリアパスを踏まえた適切な人材マネジメントを行うための能力評価制度について、その可及的速やかな構築と実施を図る。
- (3) 平成17年度にとりまとめたアウトカム評価に関する調査の結果を積極的に活用し、各部門においてそれぞれの業務のアウトカムを継続的に調査することを通じて、ユーザーニーズを抽出し業務改善に繋げるとともに、新たなユーザーを開拓し、業務の成果を普及させる。

B. バイオテクノロジー分野

1. 生物遺伝資源に係る情報等の提供業務

(1) 生物遺伝資源の戦略的収集・保存・提供

有用機能等の探索源となる微生物の収集・保存・提供

利用価値の高い微生物の収集のため、国内においては、新規機能を有する可能性が高いと思われる微生物を、さまざまな環境において探索、解析・収集する。

また、海外においては、生物多様性の豊富なアジア諸国（インドネシア、ベトナム、ミャンマー）において、新たな有用機能を持つ可能性が高い放線菌、菌類等を中心に探索・分類・同定・収集し、日本への移転を行う。

以上の業務等を遂行することにより、新規性の高い微生物約6,000株を収集・保存し提供体制を整備する。

他機関の研究成果である微生物の収集・保存・提供

大学や企業等の研究により論文等で報告された微生物のうち、利用価値が高く産業利用可能な微生物を研究者に寄託依頼を積極的に働きかける。さらに国内の大学、企業、外国等からの大量寄託等を積極的に進め、併せて約1,100株収集する。基本的性状等を確認するための解析を行った後に保存し、提供体制を整備する。

また、大学からの19年度における大量寄託を目指し、その準備を行う。

DNAクローンの収集・保存・提供

大学において構築されたDNAクローンライブラリーについて、19年度における寄託を目指して、その準備を行う。

機構において実施されたゲノム解析結果の利用促進を図るため、ゲノム解析株の主要なDNAクローンを収集する。

生物遺伝資源の提供体制強化と利用促進

生物遺伝資源の国際的水準の品質を確保するため、生物遺伝資源部門でISO 9001の認証を取得する。

我が国及び米国の企業における生物遺伝資源の利用実態や我が国の大学等の知的財産権の管理活用の現状、微生物の利用実態等を基に、生物遺伝資源の利用実態にあった提供体制の整備について検討を行い、改善案を策定する。さらに、バイオインダストリー協会等と共同で研究会等を開催し産業界の有識者の意見を反映する。

また、微生物の保存に使用されているL-乾燥法を改良し、より簡便に大量のL-乾燥ストックを作成する方法を開発する。

(2) 国内及びアジア諸国との生物遺伝資源機関ネットワークの構築

国内生物遺伝資源機関とのネットワークの構築

国内の生物遺伝資源の有効利用を図るため、「統合データベース」での情報の一元化に向けて、17年度までに収集・整理した情報を基に構築したデータベースを公開し、この統合データベースへのさらなる参加機関拡大のため、日本微生物資源学会のカルチャーコレクション委員会委員長として関係機関との調整を行う。

アジア諸国との生物遺伝資源機関(BRC)ネットワークの構築

アジア地域における生物遺伝資源の保存と利用促進を目的とする多国間協力体制を強化・推進するとともに、この枠組みを活用し、アジア諸国のBRCネットワークの構築を目指すために設立したBRCネットワークタスクフォースでデータベースの共通データ項目やデータ形式等の基礎的な仕様案を策定し、議長として取りまとめる。

GBRCN枠組み構築への貢献

OECDが提唱する国際的な生物遺伝資源機関ネットワーク(GBRCN)の枠組み構築活動に参加する。

データベース等の充実と情報等の利用促進

新たに保存された微生物をカタログに追加すると共に、解析されたゲノム情報をデータベースに追加し整備・充実する。

国内のバイオ産業団体、各地域のバイオクラスター、大学、研究所等との連

携を図りつつ、イベントや学会での発表・展示やインターネット、雑誌、新聞等のメディアを利用したの広報活動を行い、機構が保有する生物遺伝資源に関する様々な情報の利活用を促進する。また、顧客リストを整備する。

(3) ゲノム解析等基本的機能の充実と社会的貢献

生物遺伝資源の利活用を促進するため、機構が保有する微生物株の中から分類上の標準となるものについて大学、企業等との共同研究先等と協力してゲノム解析等を行い、情報を整備する。

18年度は、7菌の塩基配列決定を完了させるとともに、7菌の解析に着手する。また、遺伝子領域・機能の推定と確認、遺伝子の発現解析、分子系統解析等を実施し、情報の整備を進める。

これまで機構が蓄積してきた技術やノウハウを社会的課題の解決に役立てるため、社会的・政策的にゲノム解析等を実施する意義が高い微生物について、その要請に応じて積極的に実施する。18年度は国立感染症研究所と協力し、ヒトインフルエンザウイルスの分離株500株以上について、複数の遺伝子の塩基配列を決定する。

(4) 海外資源国との二国間協力体制の構築

第1期に引き続き、生物多様性条約のもとで、国レベルでの連携強化を重視し、二国間協定(MOU)並びに共同事業契約(PA)に基づく共同研究事業を実施する。また、二国間協力体制の拡充のため、MOU未締結国とMOU締結へ向けての交渉をする。

国を代表する生物遺伝資源機関が存在しないインドネシア、ベトナム、ミャンマーについては、相手国と共同で、微生物の探索、分離、同定、保存を実施し、ミャンマーにおいては、我が国企業、大学等との共同探索を実施する。

国を代表する生物遺伝資源機関が存在するタイや中国については、生物遺伝資源機関との連携を構築・強化する。タイについては17年度に引き続き国立遺伝子工学バイオテクノロジーセンターと菌株の交換による共同研究を実施する。共同研究事業を開始するため、中国科学院微生物研究所とPAを締結する。

新たな二国間協力体制の構築のため、海外調査を行う。

生物多様性条約の下におけるNITEの二国間協定等の利用した海外遺伝資源へのアクセスに対する取組みについて理解と普及を図るため、大学等を対象に広報活動を行う。

(5) 特許微生物の寄託業務

特許法施行規則及びブタペスト条約に基づく寄託機関として、微生物の特許寄託業務を確実に実施するとともに、積極的な広報活動などにより寄託数の増加を目指す。

生物遺伝資源機関としての機能との連携を図りつつ、産業界及び寄託者のニーズを踏まえた、寄託者にとって信頼性と利便性の高い特許寄託体制の構築を図るため、寄託の対象範囲を拡大することを目指して、関係機関との調整を行う。

2. カルタヘナ担保法関係業務

(1) カルタヘナ担保法に基づく立入検査業務

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ担保法）第32条第1項の規定に基づく立入検査等については、同条第2項の規定に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

(2) カルタヘナ担保法施行に係る調査業務

上記(1)の立入検査等業務を的確に実施するため、ゲノム解析に関する技術やノウハウを活用し、必要に応じて法施行に係る調査を行う。

C. 化学物質管理分野

1. 化学物質総合管理情報の整備・提供関係業務

(1) 化学物質の有害性等の情報の整備提供

第一期に収集整備した約4,000物質の法規制情報や有害性情報等について維持更新を行う。

平成17年度に実施した化学物質の製造・輸入量に関する実態調査の結果に基づき、国内で年間100t以上の製造・輸入実績があると判明した化学物質（高分子化合物等の低懸念物質を除く）や、新たに化学物質管理法令の対象となった物質等を調査し、新たな優先整備目標リストを作成する。

の整備対象物質のうち、約450物質について第一期で収集した法規制情報や有害性情報等の整備を行う。

新たに化学物質管理のために必要と考えられる情報として、世界調和システム（GHS）による分類に関する情報（約1400物質）を整備する。

さらに有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（20物質）等の対象物質について情報を収集する。

2.において作成、公表された初期リスク評価書の情報を収載する。

ユーザーの利便性の向上のため、webアンケートを引き続き実施し、要望の多い機能の追加や情報の整備を行う。

OECDで検討が進められているHPVグローバルポータルサイトの整備について、OECDの検討の進捗に合わせ検討を行う。

化学物質管理の専門家として、OECDの化学品合同会合等の活動に参加し、国内情報の発信及び情報収集を行い化学物質総合管理情報の整備・提供等に関する事業の国際整合性を図るための情報収集等を行う。

平成19年度化学物質総合情報データベースシステムの更新に向け、システム設計等の準備を行う。

(2) 化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の整備提供

化学物質の有害性情報、暴露情報、リスク評価結果、リスク評価手法等に関して、理解しやすく利用できる情報提供を行うため、国民、事業者、行政機関等の現状等を調査・分析し、得られた知見を元に、ユーザー別に必要とされる情報提供及び普及啓発のための情報とそれに適した伝達媒体(インターネット、対話等)などを検討・整理するとともに、これまでの連携をさらに強化・拡大したネットワークを構築する。

国民における化学物質の安全性に関する理解の深化、企業における自主管理の促進、化学物質総合管理情報の利用促進等のため、NITEの業務をはじめとした、化学物質管理に係る内外の情報を収集し、体系的に整理した上で、国民、事業者、行政機関等のニーズや理解度に応じた情報の種類、深度、説明方法などの手段や方法論について検討する。

我が国の化学物質管理政策の普及を図るため、開発途上国政府の化学物質管理政策担当者を対象とした化学物質管理政策研修を実施する。

2. 化学物質のリスク評価・管理に係る業務

(1) 化学物質のリスク評価等

化学物質審査規制法の監視化学物質約900物質については、環境経路による人及び生態系への影響を科学的かつ客観的に把握、監視し、行政機関による措置への利用のため、これら物質のスクリーニング手法、暴露状況を評価するための手法について検討を開始する。

化学物質排出把握管理促進法の第1種指定化学物質354物質についてスクリーニングを行った結果、優先的に評価をすべきとされた約150物質のうち残り16物質について、平成17年度に引き続き化学物質の物理化学的性状データ、製造・輸入量、用途、排出量等の物質情報を収集し、化学物質の暴露評価、リスク評価を行う。リスク評価の結果を踏まえ、平成17年度に引き続き化学物質のリスク評価・管理ガイドを作成するとともに、これまでに開発した暴露評価手法及びリスク評価手法並びに実施したリスク評価の結果等について取りま

とめる。また、広報活動を行うとともに、事業者等によるこれらの成果の利用状況などについて調査を行う。

化学物質排出把握管理促進法の第1種指定化学物質の暴露評価及びリスク評価に用いた情報やそのリスク評価結果、その他の活動により得られた化学物質のリスク評価等に関する情報のうち、重要なものについて、情報の更新頻度、関係機関を含めた実施体制について検討し、計画的な維持更新の方法を確立する。リスクが懸念されるに至った物質の暴露評価、リスク評価等への対応のため、有害性を含めた内外の情報を監視し、暴露評価、リスク評価等に必要な情報を収集する。また、得られた情報を評価し、必要に応じたレベルの暴露評価、リスク評価等を行う。

J a p a nチャレンジプログラムの推進、リスク評価等におけるスクリーニングへの利用のため、利用可能な推計手法やカテゴリーアプローチ等に関する知見について調査等を行う。

新たな暴露評価、リスク評価等への対応やこれらについての最新情報の収集及び職員のレベルの維持向上のため、学会、講演会等の活動に参加するとともに、関係機関との連携、協力関係を維持・推進する。

(2) リスク評価手法等の調査と手法開発

P R T R制度の対象外の化学物質について、入手可能な物質情報の種類・程度に応じた暴露評価手法及びリスク評価手法を構築するため、数理モデル等を含めた評価手法について調査、整理するとともに評価に必要な化学物質の製造・輸入量、用途等の情報を収集する。また、これらの調査結果等に基づき、目的に応じた暴露評価及びリスク評価手法の構築ための検討を開始する。

3. 化学物質審査規制法関係業務

(1) 化学物質審査規制法施行支援

届出された新規化学物質の事前審査及び事後監視に必要な各種調査等を行い、3省合同審議会関連資料等を作成・整理し、関係3省に提供するとともに、3省合同審議会において説明等を行う。

また、新規化学物質の審査に必要となる試験報告書等について、事業者からの提出窓口として、3省に代わって受付を開始するとともに、それらを3省や審議会委員等に対して配付する。

さらに、新規化学物質の審査等に関する技術的事項について、事業者等からの問い合わせへの対応を行う。

国が実施している既存化学物質点検、企業の自主管理促進のためのJ a p a nチャレンジプログラム、法律に基づき報告のあった有害性情報報告などにより

得られた有害性情報について、化学物質審査規制法に基づく評価に関する各種調査、資料作成等の支援を行う。

化学物質審査規制法規制対象物質の指定や、審査が終了した新規化学物質の公示に必要となる公示名称等について、その名称原案作成等を行う。

また、化学物質審査規制法公示化学物質の国内他法令及び国際整合性を図り、その名称等について化学物質排出把握管理促進法や労働衛生安全法等の国内他法令に基づき公示等がなされた名称との関係を明らかにするとともに、国際ルールに従った名称や米国化学会が附与している番号等を附与する。

新規化学物質の審査等に必要となる試験データの信頼性確保のために製造産業局長が実施するG L P適合試験施設に関する基準適合確認について、職員の現地査察への参加等の協力を行う。

第一種特定化学物質、第二種特定化学物質及び監視化学物質の適切な管理のため、監視化学物質の製造、用途、使用形態等の情報の整備等を行う。

また、製造・輸入量に関する実態調査の支援を行う。

審査業務の効率化等のために、新規化学物質の届出情報や新規化学物質及び既存化学物質の試験データ等の化学物質審査規制法所管3省が保有する情報を収載した化学物質審査支援システムについて整備等を行うとともに、試験報告書等について適切に保管する。

効率的な化学物質の有害性等の予測に不可欠なQSARの手法について、加水分解性予測システムの機能追加や、新規化学物質による生分解性予測システムの検証及びその改良等を行う。

また、化学物質審査規制法に基づく評価等への適用を目指した検討等を行うとともに、高蓄積性のおそれのある物質について、スクリーニングを行い、優先的に試験を実施する物質を選定し、その結果について経済産業省等に提供する。

事業者による法令遵守が適切に行われるよう支援するため、化学物質審査規制法に係る情報の提供や、事業者からの照会に対する対応等の普及啓発等を行う。国における同法の国内体制の整備等を支援するために必要な国内外の情報の収集、整理等を行うとともに、国際的な対応に係る化学物質審査規制法施行において必要な調査や国際機関等の活動への積極的な参画などの技術上の支援を行う。

(2) 立入検査等

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第33条第5項に基づく立入検査等については、同条第6項に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

4 . 化学物質排出把握管理促進法関係業務

(1) 化学物質排出把握管理促進法施行支援

化学物質排出把握管理促進法における電子計算機システムの運用、維持・管理を行うとともに、届け出られたデータについてはデータの確認及び必要な電子化等を行いファイル記録システムに入力する。

さらに、届出データを集計し、別途提供される裾切り推計及び非点源推計結果を併せ公表用データ等を作成する。

電子届出システム等について、システムを使用する自治体等の事務処理を支援する機能の強化、改良等を行う。

排出量算出マニュアル等についての事業者等からの照会への対応、自治体等が開催する説明会への講師の派遣等化学物質排出把握管理促進法に係る普及啓発を行うとともに、化学物質総合管理システムによる関連情報の提供等により事業者の自主管理の支援を行う。

(2) 化学物質排出把握管理促進法に関する情報の収集及び解析

国における化学物質管理に係る国内制度の企画立案を支援するために必要な国内外の情報の収集、整理等を行うため、OECDにおけるPRT Rタスクフォースに参加しPRT Rの国際整合性を図るための情報収集等や提供等を行う。

また、化学物質排出把握管理促進法に基づき導入されたMSDS制度^{注)}の適正な運用に資するため、海外のMSDS制度の実態を調査し、化学物質排出把握管理促進法のMSDS制度の普及の方策等を検討する。

注：指定物質及びそれを含有する製品（指定化学物質等）を他の事業者に譲渡、提供する際に、その指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報（MSDS：Material Safety Data Sheet）の提供を義務づける制度。

17年度に引き続き、化学物質排出把握管理促進法に基づくPRT R対象物質を取り扱っている事業者を対象とした取扱量等の実態調査を行い、PRT Rデータの精度を向上させるための基礎資料を作成する。

さらに、化学物質管理の状況等について、事業者を対象とした調査を実施する。

事業者の化学物質の自主的な管理の改善、国民の化学物質の安全に関する理解の深化、国における適正な化学物質管理を支援するため、化管法に関する情報の収集及び解析を行い、業務の基盤として事業所別の情報をデータベース化し解析するためのPRT R解析支援システムの開発に着手する。

5 . 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関係業務

- (1) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化学兵器禁止法」という。）第30条第5項に基づく国際機関による検査等の立会い業務（オンサイト分析を含む。）については、同条第6項に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告する。
- (2) 化学兵器禁止法第33条第4項に基づく立入検査等については、同条第5項に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告する。
- (3) 上記の立会い業務及び立入検査等業務を的確に実施するため、以下の措置を講ずる。

化学兵器禁止法に規定された特定物質、指定物質及びこれらの関連物質の分析能力の向上を行うため、化学兵器関連物質の分析経験のある国内の分析機関と合同で分析実験を行うとともに、立会い現場における分析対応を確実にするために必要に応じて立会対象事業者等の現場における模擬分析を実施する。

国際機関による検査等の対象事業所のうち、約10事業所に対し実態調査を行う。

国際合意形成への貢献と分析方法の整合性確保のため、化学兵器禁止機関（OPCW）における分析方法に関する会合、査察に必要な装備等に関する会合及びOPCW等が主催する研修が実施された場合には、積極的に参加する。

国際機関による検査等において、査察団がオンサイト分析を的確に行えるよう、積極的に支援を行う。

外務省と経済産業省間で行っている、国際機関や他の締約国における申し立てによる査察（チャレンジ査察）の実施についての検討会議に参加し、チャレンジ査察訓練に産業査察受入れの経験を生かした的確な助言を行い、我が国における受入体制整備を積極的に支援を行う。

D. 適合性認定分野

1. 国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関の運營業務

(1) 認定機関の信頼性確保

認定機関の信頼性確保認定機関の技術的信頼性を確保するため、以下の業務を行う。

国際規格（ISO/IEC 17011）に適合したマネジメントシステムを維持するため、マネジメントシステム文書の見直しを行い、必要な場合は改訂する。また、認定技術基準の透明性を確保するため、全ての技術基準文書をインターネットにより公

開するとともに、必要な場合は説明会を開催する。

さらに、内部監査及びマネジメントレビューを実施し、マネジメントシステムの継続的改善を図る。

高度な技術的専門性を有する審査員の増強を図るため、外部試験所・研究所職員を主要な対象とした審査員資格取得に係る講習会、訓練等を少なくとも年3回実施する。さらに、審査員への情報周知、意見交換等を行うため、審査員連絡会を少なくとも年3回実施する。

職員の認定機関要員としての資質向上、技術力強化のため、認定プログラム共通の内部研修を少なくとも年2回実施するほか、試験所、海外認定機関等での技術研修に可能な限り職員を参加させる。

(2) 認定制度の信頼性向上、普及拡大

我が国における認定制度の信頼性向上、内外の認定機関情報の共有、認定基準の透明性・同等性の確保、評価技術の向上を図るため、認定機関協議会の事務局として多省庁にまたがる広範な分野での国内認定機関に対して協議会への参加を呼びかけるとともに、協議会の体制整備、運営方針の決定等を行い、協議会活動を開始する。また、認定制度の普及啓発・利用拡大のための広報活動等を協議会で実施する。

(3) 国際相互承認の維持

海外認定機関との協力体制を強化し、相互承認自体の信頼性を向上させるとともに国際的な地位の維持・向上を図るため、以下の業務を行う。

A P L A Cについては、総会に参加するとともに、理事会、M R A評議会、技術委員会等の委員会に委員として参加する。また、I L A Cについては、総会に参加するとともに、M R A委員会、認定委員会等の委員会に委員として参加する。

A P L A C及びI L A CのM R A評価チームへの派遣要請があった場合は、可能な限り職員をM R A評価員として派遣する。また、M R A加盟の海外認定機関から審査員の派遣要請があった場合は、可能な限り審査員を派遣する。

本年からA P L A C / M R Aの対象が新規分野の標準物質生産者の認定まで拡張されることに伴い、標準物質生産者の認定に係るM R Aの拡大申請を行うとともに、今年度、当該M R A申請に係る評価が行われる場合には受審する。

(4) 標準物質情報の提供

標準物質総合情報システムの適切な運用管理を行うとともに、必要に応じて、関係機関を訪問するなど能動的に調査を行い、データベースの更新、内容の充実を図る。

また、新たな情報の登録は、外部有識者からなる委員会の意見を踏まえて行う。

COMAR^{注)}の運営の国内事務局として、COMARに登録されている日本の標準物質のデータ更新及び新たな標準物質の登録を行う。

また、COMAR運営会議に出席して国内の意見を運営に反映させる。

注：COMARとは、標準物質を登録した代表的な国際データベースの名称。

2. 経済産業省に係る法令等に基づく認定業務

(1) 法令に基づく認定業務

経済産業省に係る法令に基づく認定業務^注を標準処理

期間内で迅速かつ効率的に実施するため、審査チームを速やかに編成し派遣するとともに、評定委員会を適時開催する。また、事業者からの申請を一層容易にするため、各認定プログラムにおいてガイダンス文書を作成し公表するとともに、認定対象分野を拡大する場合等、認定申請に係る説明会を適時開催し、申請者の利便性の向上及び認定処理の効率化を図る。

さらに、認定制度の利用拡大・普及啓発のため、認定事業者と連携した広報活動を積極的に行うほか、各認定プログラムにおいて、次の業務を行う。

ア JNLAについては、経済産業省が行う告示改正作業を支援するため、JIS規格の改正を反映させたJNLA登録区分告示案を定期的に作成する。

また、JNLA制度を通じた我が国の試験事業者認定制度の信頼性向上の観点から、不確かさに関する調査等を行う。

イ JCSSについては、登録区分の追加があった場合は必要に応じて技術指針文書を作成し、公表する。また、既存の技術指針文書は、最新の校正技術に対応するよう適宜見直しを行う。

ウ MLAPについては、JIS規格等が改正された場合は直ちにその内容を認定事業者に周知する。

法令の遵守状況を確認するため、必要に応じて経済産業大臣からの指示等に基づく立入検査、フォローアップ調査を実施する。

さらに、認定制度の信頼性を向上させ、その適切な普及、顧客サービス向上を図るために、審査に対する満足度調査、認定機関への要望調査等を行う。

注：工業標準化法に基づく試験事業者登録制度（JNLA）、計量法に基づく校正事業者登録制度（JCSS）及び計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度（MLAP）を言う。

(2) 社会ニーズに基づく認定業務

産業界の認定ニーズに柔軟に対応し、製品評価技術基盤機構認定制度（ASNI TE）の利用拡大を図るため、JCSS等の技術基準を準用し認定を行う。ま

た、行政からの指示に基づき、ITセキュリティ評価機関の認定を行うとともに、必要に応じて新規認定プログラムを開発する。

本年からAPLAC/MRAの対象が新規分野の標準物質生産者の認定まで拡張されることに伴い、標準物質生産者の認定に係るMRAの拡大申請を行うとともに、今年度、当該MRA申請に係る評価が行われる場合には受審する。(再掲)

行政からの要望に基づくITの暗号モジュール分野の認定等、必要に応じて新規認定プログラムを開発する。

ASNITEの信頼性を向上させ、その適切な普及、顧客サービスの向上を図るため、審査に対する満足度調査、認定機関への要望調査等を行う。また、JCSS、JNLAと可能な限りプログラムの運営体制を統合することにより、効率化を図る。

認定業務を迅速かつ効率的に実施するため、可能な限り他プログラムと連動した評定委員会を適時開催するとともに、事業者からの申請を一層容易にするため、必要に応じてガイダンス文書を作成し公表する。

(3) 定期検査等

希望する認定事業者に対して、アジア太平洋試験所認定協力機構(APLAC)及び国際試験所認定協力機構(ILAC)の相互承認(MRA)の条件を維持するため、最新の認定基準であるISO/IEC 17025、ISOガイド34、ISO/IECガイド65を用いて定期的に検査を行う。

認定事業者の技術能力を確認するため、次のとおり技能試験を実施する。

ア JNLAについては、可能な範囲で平成21年度までの技能試験4か年計画を作成し、公表する。また、外部試験機関で実施可能な土木・建築関係(コンクリート圧縮試験)、繊維製品関係については、国際基準に基づき審査・承認し、活用する。

イ JCSSについては、新規に標準供給が開始された範囲のある電気区分、圧力区分等について、必要に応じて持ち回り比較等による技能試験を実施する。また、外部校正機関で実施可能な電気区分、質量区分等の技能試験を国際基準に基づき審査・承認し、活用する。

ウ MLAPについては、2回目の技能試験の実施に向けて独立行政法人産業技術総合研究所との調整を開始する。

エ ASNITEについては、民間では実施困難な多種多様な認定ニーズ等に対応するため、必要に応じて測定監査による技能試験を実施する。

3. 経済産業省に係る法令に基づく認証機関の登録のための調査等認定関係業務

(1) 法令に基づく認定関係業務

次に掲げる経済産業省に係る認証機関の登録のための調査等を法令に基づいて的確に実施する。

工業標準化法に基づく登録認証機関の登録等関係業務

ア 工業標準化法に基づく国内(外国)登録認証機関の登録等のための調査は、経済産業大臣の指示に従って国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に適合するかどうかの調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

イ 工業標準化法に基づく国内(外国)登録認証機関に対して、経済産業大臣の指示に従って、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に継続して適合するかどうかの立入検査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

製品安全4法^注に基づく国内(外国)登録検査機関の登録等関係業務

ア 製品安全4法に基づく国内(外国)登録検査機関の登録等のための調査は、経済産業大臣の指示に従って国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に適合するかどうかの調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

イ 製品安全4法に基づく国内(外国)登録検査機関に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って国内(外国)登録検査機関の業務の状況等を検査して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

特定機器相互承認法に基づく適合性評価機関の認定等関係業務

ア 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律(特定機器相互承認法)に基づく適合性評価機関の認定等のための調査は、経済産業大臣の指示に従って国外適合性評価事業の実施に係る体制について調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

イ 特定機器相互承認法に基づく認定適合性評価機関及び指定調査機関に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って認定適合性評価機関等の業務の状況等を検査して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

計量法に基づく濃度に係る計量証明事業者等に対する立入検査業務

計量法に基づく濃度に係る計量証明事業者等に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って事業所等を検査して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

工業標準化法の一部を改正する法律による改正前の工業標準化法に基づく指定(承認)認定機関等に対する立入検査業務

工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年法律第95号）による改正前の工業標準化法に基づく指定（承認）認定機関及び指定（承認）検査機関に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って認定機関等の業務の状況等を検査して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する（平成20年9月30日まで実施）。

注：製品安全4法は、消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法を言う。

(2) 国際提携関係業務

オーストラリア政府との口上書に基づく同国向け自動車及びその部品製造事業者に対する生産適合検査（COP）及びその試験施設検査（TFI）は、オーストラリア自動車設計規則（ADR）に照らして計画的に実施してその結果をオーストラリア政府に報告する。

E．生活安全分野

1．製品安全関係業務

(1) 製品の事故に関する情報の収集・調査・分析、原因究明等

消費者が利用する製品のうち、消費者の生命又は身体に危害を及ぼす可能性のある製品に適切な対応を図るため、以下の業務を行う。

消費者が利用する製品の欠陥や欠陥により生じた可能性のある事故について、網羅的かつ広範な情報を迅速かつ的確に収集するため、機構の全国組織を活用しつつ、消費生活センター、消防等の地域における関係機関、財団法人製品安全協会等との緊密な協力・連携を更に強化する。

収集した製品事故情報を踏まえ、事故品確認・現場調査を少なくとも300件行うこと等によって、技術的観点から必要な調査及び分析を行い、迅速な原因究明を行うとともに、事業者が講じた再発防止策の評価を行う。

また、原因究明等に際しては、原因究明の精度向上を図るため、製品の高度化に対応しつつ、外部有識者、専門技術者等で構成する事故原因技術解析ワーキンググループ及び事故動向等解析専門委員会を年4回開催すること等によって、事故発生原因の技術解析を充分に行う。

事故原因の究明、再発防止措置の評価等において、事故の未然・再発防止のため技術的な究明が必要な案件について、原因究明テストを迅速に実施する。また、原因究明の精度向上を図るため、事故原因究明手法の開発を行う。

市場モニタリングテストは、企業、消費者等からの事故情報又は苦情情報の動向等から安全性又は品質性能に問題があると認められる製品を試買して行うほか、行政ニーズを踏まえ消費者保護関連法令の遵守状況の把握等のために適切

かつ迅速に実施する。

このうち、電気用品関係の市場モニタリングテストを事業者への絶縁耐力試験装置の無償貸し出しにより実施する。

(2) 国内外の関係機関との連携

製品事故の未然・再発防止等をより効率的に行うため、独立行政法人国民生活センター等の国内関連機関や、欧米の製品安全関連機関との連携・協力を図ること等により、互いの情報の有効活用等を図りつつ、事故の未然・再発防止等の製品安全対策に反映させることのできる有用な情報の収集・分析等を行う。

(3) 事故の未然・再発防止のための情報提供等

収集した事故情報とその分析結果は、年度及び四半期ごとに取りまとめ、定期的にホームページ上及び刊行物で公表する。

また、事故の技術解析、動向解析、原因究明手法の開発、市場モニタリングテスト等の結果は、随時、インターネット等により公表する。

さらに、消費者への啓発も含め、必要に応じ、特記ニュースを発行して消費者に危険情報の周知を行うとともに、電子メールマガジンや広報誌等による情報提供を積極的に行う。

(4) 製品安全体系の高度化を目指した調査研究

経済省の意見を踏まえ、現行制度上の問題点等の分析も行いつつ、消費者が利用する製品の安全性をより高いものにするため、国内外の製品安全の関連制度に関する情報収集・調査・分析・評価を行う。

また、有識者で構成する研究会を新たに設置し、社会制度、技術基盤も視野に入れて規制・基準体系の構築等に向けた検討を開始する。

2. 標準化関係業務

(1) 高齢者・障害者対応等の分野における標準化

高齢者・障害者が安全で使いやすい製品の普及、製品・消費者の価値観等の多様化等に対応した市場形成の観点から、以下の業務を行う。

高齢者・障害者対応等の分野におけるJIS等の国家標準の整備を図るため、福祉用具に関して、外部有識者等の意見を参考としつつ、当該分野の社会的ニーズを踏まえた標準化体系案を作成する。また、これを踏まえ、関係機関と十分な意見交換を行った上で、標準化を効率的に促進するために、標準化対象範囲、作成手順、機構が果たす役割、民間機関が標準化を行うための方策等を盛り込んだアクションプランを作成する。

高齢者・障害者対応等の分野の標準化を行う民間機関及び評価手法を開発する機関などの関係機関に対し、これまで得られた専門的知見や機構が担う広範な

業務を通じて得られる情報、知見等を基に、技術面からの連携・協力を行うことにより J I S 等の国家標準の整備を推進する。

また、複数の製品分野に共通して用いられる試験・評価方法の標準化のうち民間では実施できない部分については、外部有識者等の意見を参考にしつつ、自ら標準化のための調査研究等を行う。

なお、第一期から継続となっているテーマについては、引き続き標準化のための調査研究等を実施する。さらに、17年度までに調査研究等が終了したテーマについては、J I S 原案等の作成を行う。

これまで得られた専門的知見や機構が担う広範な業務を通じて得られる情報、知見等を基に、国際標準化機構 (I S O)、国際電気標準会議 (I E C) の各種委員会等に、幹事、コンビーナ、プロジェクトリーダー等として国際会議に積極的に参画し、調査研究等に基づく国際提案を行うとともに、引き続き、国際幹事国、国際事務局及び国内事務局の運営を適切に行う。

また、ISO/TC159/SC3/WG5 (規格応用の基本方針) については、その関連作業がほぼ終了していることから、当該WG存続の可否について関係機関と検討を行う。

(幹事、コンビーナ、プロジェクトリーダー等として参画する委員会)

ISO/TC61 (プラスチック)

ISO/TC159 (人間工学)

ISO/TC173 (障害のある人のための支援製品)

IEC/TC89 (耐火性試験)

(国際幹事国)

ISO/TC159/SC3 (人体測定と生体力学)

(国際事務局)

ISO/TC173/WG1 (歩行補助具)

ISO/TC173/WG7 (歩行者領域における視覚障害者誘導のための設備と方法)

(国内事務局)

ISO/TC173/WG1 (歩行補助具)

見直し期限の近づいた以下の T R (標準報告書) について、関係する国際規格の動向に注意を払いつつ、内容の見直しを開始する。

・ TR S 0001-2002 「消費生活製品の報知音等の設計指針 - 生活環境音データベース」

・ TR Z 0024-2002 「きゅう (嗅) 覚によるにおいの同定能力測定方法」

(2) 製品の安全確保のための標準化

上記 1 . の業務を通じて得られる知見等を活用し、事故の未然・再発防止の観

点、製品のより高い安全性の確保等の観点から、以下の業務を行う。

経済省の意見を踏まえ、事故情報の収集、分析、事故原因の究明、再発防止措置の評価、事故動向の分析等の業務を通じて得られる知見等を活用し、製品安全4法の技術基準や関連する任意規格のあり方について、検討を開始する。

経済省の意見を踏まえ、消費者が利用する製品について、複数の製品分野に共通して用いられる規格原案の検討を開始するとともに、これに関連する業界の自主基準作成等の取組に対して、適切なアドバイスを行う。

(3) 人間特性に係る技術的データ等の提供

製品の安全で使いやすい設計に資するため、企業等におけるデータ収集・分析を促進する観点から、以下の業務を行う。

基本人間特性に関わるデータの充実にあたっては、新たに整備すべきデータ項目の検討及びそのプライオリティ付けを、外部有識者等の意見を踏まえて行う。さらに、我が国の人間特性データベースのネットワーク作成のための作業を行う。

また、(1) の調査研究等で得られたデータのうち、感覚特性に係るデータであって社会的ニーズの多いものについては、基本人間特性に関わるデータベースへの追加を検討する。

基本人間動態特性計測手法の標準化にあたっては、 の検討と併行して、新たに整備すべき項目のうち、計測手法が確立していない項目の中から、外部有識者等の意見を踏まえて、ニーズの多い項目を選定し、その項目に係る計測手法を確立する。計測手法を確立するにあたって、基本動作における動態特性の推定ツールとしてのモデル等の活用を検討する。

確立した手法及び検証データは、インターネット等により広く公開する。

3. 講習関係業務

(1) 電気工事士法に基づく講習関係業務

電気工事士法に基づく定期講習を的確に実施する。

(2) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく資格講習、認定講習及び再講習を的確に実施する。

4. 経済産業省に係る法令等に基づく、製造事業者への立入検査等業務

経済産業省に係る法令等に基づく、次の立入検査等を的確に実施する

工業標準化法に基づく認証製造業者等及び認証加工業者に対する立入検査等

工業標準化法に基づく認証製造業者等及び認証加工業者に対する立入検査は、

経済産業大臣の指示に従って製造品質管理体制、加工品質管理体制等进行检查して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

また、工業標準化法に基づく J I S マーク表示製品等の法適合状況を把握するための試買検査を行う。

工業標準化法の一部を改正する法律による改正前の工業標準化法に基づく認定製造（加工）業者に対する立入検査

工業標準化法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 95 号）による改正前の工業標準化法に基づく認定製造（加工）業者に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って製造業者等の品質管理、技術的生産条件等进行检查して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。（平成 20 年 9 月 30 日まで実施。）

製品安全 4 法に基づく製造事業者等に対する立入検査

製品安全 4 法に基づく製造事業者等への立入検査は、経済産業大臣の指示に従って製造工程、品質管理状況等进行检查してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

計量法（適合性認定分野で実施するものは除く。）に基づく届出製造事業者等に対する立入検査等

計量法に基づく届出製造事業者等に対する立入検査は、経済産業大臣からの指示に従って工場等进行检查して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

また、計量法に基づく指定製造事業者制度における事務への支援は、指定製造事業者制度関係事務処理要領に係る事務のうち、経済産業省から依頼のあった事務を支援する。

家庭用品品質表示法に基づく製造業者等に対する立入検査

家庭用品品質表示法に基づく立入検査は、同法第 19 条第 4 項に基づく経済産業大臣の指示に従って同法の遵守状況进行检查してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

製品安全 4 法で定める「主務大臣による適合性検査業務実施」に係る業務

天災その他の事由により国内（外国）登録検査機関が製品安全 4 法に定める適合性検査を実施できなくなった場合において、経済産業大臣の指示に基づき機構が当該検査を的確に実施できるよう既存技術を維持する。

F. その他業務

1. 登山用ロープの依頼試験

依頼に応じて消費生活用製品安全法に規定する適合性検査に係る登山用ロープの依頼試験を実施する。

2．容量分析用標準物質の依頼検査

依頼に応じて日本工業規格（JIS K 8005）に規定する容量分析用標準物質の検査を実施する。検査に必要な基準物質については、精密電量滴定等により純度の再設定を継続して行う。

注：JIS K 8005において容量分析用標準物質の検査は、機構が保有する基準物質を用いて行うこととされている。

なお、当該依頼検査については、検査依頼者、独立行政法人産業技術総合研究所及び認定センターと協力し認定制度の適用を推進する。

3．電気用品安全法に基づく絶縁耐力試験

依頼に応じて電気用品安全法に規定する絶縁耐力試験を実施する。

G．その他業務運営に関する計画

1．独立行政法人産業技術総合研究所との共同事業

標準化関係業務等に関して独立行政法人産業技術総合研究所との共同研究・共同事業を行う。

2．試験等の評価結果の信頼性確保

生活安全分野における試験業務について、試験等の評価結果の信頼性の確保・維持のため、第一期に適合したJIS Q 17025（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）を維持・管理する。

業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

1. 外部機関との協力・連携の推進

- (1) バイオテクノロジー分野において、生物遺伝資源に係る情報の高付加価値化、産業利用の促進を図るため、試験研究機関、大学及び民間企業との共同事業、連携の強化等により効率的な業務運営を行う。また、バイオ産業界を代表するバイオインダストリー協会と共同で研究会等を開催し産業界の有識者の意見を反映していく。
- (2) 独立行政法人産業技術総合研究所及び財団法人化学物質評価研究機構等と共同し、化学物質のリスク評価及びリスク評価手法の開発を推進する。
- (3) 試験・校正事業者認定関係業務において、独立行政法人産業技術総合研究所、日本電気計器検定所、財団法人日本品質保証機構、独立行政法人情報処理推進機構等関連機関とのネットワークを強化するとともに、認定機関協議会を中心とした関係機関との協力・連携活動を推進する。
- (4) 製品安全関係業務において、機構の全国組織を活用しつつ、消費生活センター、消防等の地域における関係機関、財団法人製品安全協会等との密接な協力・連携により、迅速かつ効率的に事故情報の収集・調査を行う。
- (5) 標準化関係業務等において、適切な役割分担の下に独立行政法人産業技術総合研究所、福祉機器工業会、大学等と協力・連携を推進するとともに、これらの研究施設の活用等により、効率的な業務運営を行う。
- (6) 標準物質関係業務において、独立行政法人産業技術総合研究所と相互に連携して効率的な業務運営を行う。

2. アウトソーシングの推進

人的、資金的制約が非常に厳しくなっていく中、第二期に向けますます高まっている機構に対する行政ニーズや期待に応えていくため、以下のアウトソーシングを行う。

- (1) バイオテクノロジー分野については、業務の一層の効率化を図る観点から、分野横断的（微生物の培養・同定・保存・分譲及びゲノム解析等）に使用する機器・容器の洗浄・滅菌作業について、一括外部化を図る。
- (2) 化学物質排出把握管理促進法に基づく定型的な作業については、17年度までの試行を踏まえ、書面による届出について受付、形式チェック、電子化までの作業を一括してアウトソーシングする。
- (3) 認定業務については、試験事業者の技術的能力を定期的に確認する「技能試験」について、一括外部委託化を進めるため、専門的な技術的能力を有すると見込まれる外部機関に対して、技能試験サンプルの作成、参加事業者への配布、試験結果の

回収及び統計的解析等を含めた技能試験の運営に係る業務を試行的に委託し、技能試験プロバイダーとしての育成を行う。

- (4) 講習業務については、受講者に対するサービスの低下を招かないよう配慮した上で、地域における講習需要の把握から、地域別講習実施計画案の作成、具体的な会場手配に至る一括的な外部委託化を行う。

3．外部人材の効果的活用

- (1) 認定業務については、外部機関の技術専門家に対し審査員資格取得に係る研修を行い、資格取得後は機構の非常勤職員として任用するシステムの運用を開始することにより、審査能力の拡大を図る。
- (2) 製品安全関係業務については、外部機関の技術的専門家の中から、製品安全に係る調査能力を有する人材を発掘し、機構の非常勤職員として任用するシステムの運用を開始することにより、製品安全業務における事故情報の調査・分析能力の向上を図る。

4．機動的な内部組織の構築と人員配置

業務遂行に最適な内部組織を構築するとともに、一般管理費の削減に対応した最も効率的な体制となるよう業務量の変動に応じた人員配置を図るため、以下の体制整備を行う。

- (1) 各分野の連携による能動的な企画管理機能の強化を図るため、企画機能と管理機能を組織上明確に分離し、それぞれの組織の機能純化と強化を図るとともに、分野横断的な戦略構築と運営機能を高める運営会議、企画委員会等の組織体制の整備を行う。
- (2) 地方支所において担う業務は、工業標準化法改正により製造事業者への立入検査業務が減少する一方、民間認証機関の登録に係る調査や認定区分の拡大に伴い試験事業者に対する立入検査等の業務量が増加する等、地方支所に対するニーズが変化している。このため、支所の運用及び職員の配置について、近年の交通手段等の発達状況等を踏まえ、また、近隣支所との業務分担のあり方を検討し、製品評価技術基盤機構全体として最も効率的な体制となるよう支所組織の見直しを積極的に行うものとする。

5．業務の電子化の推進

情報提供等の利便性向上に係る業務及び内部管理業務について体系的な整備を行うとともに、経済産業省電子政府構築計画に基づき業務・システムに係る最適化計画の作成を推進する。

・ 予算、収支計画資金計画

1. 予算

平成18年度予算

(単位：千円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	7,625,643
施設整備費補助金	120,000
受託収入	842,200
うち国からの受託収入	116,399
うちその他からの受託収入	725,801
その他収入	180,200
計	8,768,043
支出	
業務経費	6,445,818
施設整備費補助金	120,000
受託経費	842,200
一般管理費	1,360,025
計	8,768,043
収入	
講習関係収入	383,073
計	383,073
支出	
講習関係経費	652,898
計	652,898
翌年度への繰越金	269,825

2. 収支計画

平成18年度収支計画

(単位：千円)

区 別	金 額
費用の部	9,265,415
經常費用	9,265,415
業務経費	5,791,818
受託経費	842,200
一般管理費	1,360,025
減価償却費	1,271,372
財務費用(利息)	0
臨時損失	0
収益の部	9,265,415
運営費交付金収益	6,971,643
受託収入	842,200
手数料収入	180,200
資産見返負債戻入	1,271,372
寄附金収益	0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0
費用の部	652,898
講習関係経費	652,898
収益の部	383,073
講習関係収入	383,073
純利益	269,825
目的積立金取崩額	0
総利益	269,825

3. 資金計画

平成18年度資金計画

(単位：千円)

区 別	金 額
資金支出	9,151,116
業務活動による支出	8,646,941
投資活動による支出	774,000
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	269,825
資金収入	9,151,116
業務活動による収入	9,031,116
運営費交付金による収入	7,625,643
受託収入	842,200
講習関係収入	383,073
その他の収入	180,200
投資活動による収入	120,000
施設費による収入	120,000
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	0